

桂川町告示第6号

令和8年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月18日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和8年3月4日

2 場 所 桂川町議会議場

---

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

---

○3月10日に応招した議員

---

○3月11日に応招した議員

---

○3月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和8年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告  
(1) 感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第8 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第9 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第10 選挙第1号 桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第11 承認第1号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第4号)
- 日程第12 承認第2号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第13 承認第3号 令和7年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第14 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 日程第15 議案第2号 町道路線の認定
- 日程第16 議案第3号 桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定
- 日程第17 議案第4号 桂川町手話言語条例の制定
- 日程第18 議案第5号 桂川町特定乳児等通園支援事業の運用に関する基準を定める条例の制定
- 日程第19 議案第6号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

する条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第20 議案第7号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第22 議案第9号 桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第23 議案第10号 桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第24 議案第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第12号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第13号 令和8年度桂川町一般会計予算
- 日程第27 議案第14号 令和8年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第28 議案第15号 令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第16号 令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第17号 令和8年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第31 報告第1号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告  
（1）感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第8 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第9 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第10 選挙第1号 桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第11 承認第1号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）

- 日程第12 承認第2号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）
- 日程第13 承認第3号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）
- 日程第14 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
- 日程第15 議案第2号 町道路線の認定
- 日程第16 議案第3号 桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定
- 日程第17 議案第4号 桂川町手話言語条例の制定
- 日程第18 議案第5号 桂川町特定乳児等通園支援事業の運用に関する基準を定める条例の制定
- 日程第19 議案第6号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第7号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第22 議案第9号 桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第23 議案第10号 桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第24 議案第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第12号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第13号 令和8年度桂川町一般会計予算
- 日程第27 議案第14号 令和8年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第28 議案第15号 令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第16号 令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第17号 令和8年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第31 報告第1号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解

---

出席議員（10名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 林 英明君  | 2番 下川 康弘君  |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君  |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君  |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君  |
| 9番 原中 政廣君 | 10番 青柳 久善君 |
-

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

---

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和8年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 署名議員の指名**

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、大塚和佳議員、6番、吉川紀代子議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

これより、町長に令和8年度行政報告並びに施政方針、提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

日ごとに、春の陽気が感じられる季節になりました。

本年2月8日に行われた「第51回衆議院議員総選挙」につきましては、皆様も御存じのとおり、自民党の圧勝という結果になりました。責任ある積極財政を掲げる高市内閣の今後の国政運営、経済対策、外交政策等に関心が寄せられていますが、地方創生基本方針に基づく政策推進についても、期待しているところです。

また、イタリアで開催された「冬季オリンピック」では、日本選手のメダルラッシュとなり、過去最高の24個のメダル獲得が大きく報じられたところです。スポーツが持っている様々な魅力を結集し、世界の平和につながる祭典であってほしいと念願する次第です。

本町においては、先日、大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会主催の学習会が開催され、専門の先生方のお話をお聞きすることができました。ありがとうございました。本件は、町の将来に関わる重要問題であり、今後とも適切にかつ積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

なお、令和8年度の施政方針及び予算編成は、私の町長としての任期最後の年に当たります。基本的には、これまで取り組んできたまちづくりを推進しながら、新たな課題の解決に向けて全力を尽くしてまいります。

それでは、これまでの主な行政報告、令和8年度施政方針及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、本年度末の職員の退職予定者は2名ですが、令和7年度中に退職した職員が3名いますので、計5名になります。4月1日採用予定者は、一般職3名を内定しているところです。

次に、公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用のビラ及びポスター作成の公費負担限度額が引き上げられました。これに伴い、桂川町議会議員及び桂川町長選挙における公費負担を改正する条例案を提案していますので、よろしくお願ひします。

次に、管理人業務等については、非正規労働者の労働環境改善のため実情を検証し、新たに会計年度職員として任用したいと考えています。この見直しにより、職員としての位置づけや服務規定を明確化し、処遇の改善を図るとともに、住民サービスの向上につなげていきたいと考えています。

次に、「ハラスメント」対策については、重要な人権問題として位置づけ、議員や特別職、職員だけでなく、町全体として取り組む必要があると考えています。ハラスメントは、直訳すれば「嫌がらせ」になりますが、その内容も様々です。また、ハラスメントの特徴として、加害者にその認識がなく、被害者の苦痛を理解していないことが挙げられます。カスタマーハラスメントをはじめ、ハラスメントを許さない空気の醸成と防止策が必要と考えています。このため、町として住民の理解と協力を得ながら、町議会との協議を行い、実効性のあるハラスメント防止条例の制定を目指したいと考えています。

次に、昨年12月の定例町議会の一般質問で、町立小中学校の今後の在り方について検討する場をつくっていく旨の回答をしたところです。定例会後に庁内検討会議を行い、現状認識や当面する課題の整理、今後の進め方等について協議したところです。現在、策定中の第6次桂川町総合計画・後期基本計画において、重点プロジェクトの柱として位置づけたいと考えています。今後、本事業の事務局は企画財政課を主とし、学校教育課と連携して取り組んでまいります。

次に、「ゆのうら体験の杜」の火災の対応につきましては、仮復旧に係る予算を専決処分させていただき、全焼した体験実習棟の解体撤去と、被災した電気設備等の移設復旧を行いました。このことにより、一部制限は残りますが、近日中に施設利用を再開する予定です。また、体験実習棟の復旧については、令和8年度当初予算に計上していますので、よろしく申し上げます。

次に、「桂川町誌」編さん事業については、本原稿を作成するための基礎となる草稿の段階に入り、それぞれ分野ごとの担当課を中心に、文書構成、記述内容や図表の確認、資料、写真の収集等の作業に取り組んでいます。また、これまでに収集した資料をデジタルアーカイブ化し、編さん後も容易に活用できるようなシステム構築に取り組んでいます。町の歴史の変遷と人々の息遣いを感じられる町誌編さんを目指し、令和8年度は作業を加速させ、令和9年度の本原稿執筆、令和10年度の刊行に向けて、着実に事業を進めてまいります。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）については、事業着手より7年目を迎え、計画路線の沿道に係る用地買収及び建物移転に対し、地権者の皆様の御協力により、順調に事業進捗がなされています。今年度は、一部区間の伐採工事に着手され、本格的な工事に向けて、着実に進められているところです。

次に、令和8年度から電子入札システムを導入し、電子システムによる入札手続を開始いたします。電子入札については、役場への来庁、立会いを求めず、事務が完結するものであり、入札参加事業者のDX化を促進し、参加機会の拡大、事務負担の軽減等が図られるものでございます。

次に、道路工事の主な事業として、令和5年度より取り組んでいます町道土居・瀬戸線道路拡幅工事については、令和8年度をもって完了する予定です。沿道にお住まいの皆様には御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。また、桂川駅前の町道豆田・瀬戸線については、

令和8年度も引き続き、用地買収及び移転補償等に取り組んでまいります。

次に、令和8年度中にコンビニエンスストア等での証明書等の交付サービスを実施する計画です。マイナンバーカードを利用して、役場の閉庁時でも、住民票や印鑑証明などの各種証明書が、コンビニエンスストア等で取得できるようになります。このことにより、町外に勤務されている方や来庁が困難な方の負担を軽減し、利便性の向上を図るものです。

次に、物価高の影響を受けている子育て世帯を支援するために、児童1人当たり一律2万円を給付する「物価高対応子育て応援手当」については、手続きが済んだ方から、順次口座振込をしています。本事業の申請については、3月末出生の児童まで対象となり、4月15日まで受け付けます。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、住宅新築資金等の運用に要した起債の償還が平成28年度で完了し、その後は、貸付金の滞納整理のみを行ってきたところです。平成18年から、顧問弁護士に相談業務を委託し、福岡県の助成事業費補助金の交付対象になるよう取組を行うとともに、平成30年度に桂川町債権管理条例を施行し、債権整理と回収を推進しています。今回、これまでの経過を踏まえ、令和7年度末をもって、桂川町住宅新築資金等特別会計を一般会計に統合するため、特別会計の条例廃止案を上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合の新清掃工場建設計画については、去る2月17日の組合議会において、用地取得議案が提案され、可決されたところです。また、現行計画については見直しを行うこととし、事業者等の選定については再考を行うこととなっています。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設については、報告すべき大きな変化はありません。今後も、県、飯塚市と連携しながら、適切に対応してまいります。

次に、桂川町手話言語条例を上程していますので、よろしくお願ひします。これは、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話を用いて社会生活を安心して営むことができるまちづくりを進め、障がいのある人も、ない人も、共に尊重し合う、共生社会の実現を目指すものです。

次に、「第3期男女共同参画基本計画」については、桂川町男女共同参画施策推進協議会の協議の下に、策定作業を進めています。

次に、健康・福祉関連の取組として、令和8年度は、「第10期高齢者福祉計画」、「第3期地域福祉計画」、「第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画」、「第3期健康増進・食育推進計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、令和8年度の新規事業として、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、補聴器購入費用の一部助成に取り組んでまいります。

次に、令和8年度は、物価高騰緊急支援対策事業の一環として、町民の皆様の家計支援と地元商工業の振興を図ることを目的に、プレミアム付き商品券の発行を推進したいと考えています。

プレミアム率は30%で、プレミアム分を含む総額は2億6,000万円で、希望される方にくまなく届けられるように取り組んでいきたいと考えています。紙券と電子券の割合は令和7年度と同率で、発行総数は7年度の2倍に当たる2万冊を想定しているところです。

次に、県営事業で取り組んでいる桂川中学校横の「七浦ため池」の改修工事については、七浦ため池から中学校敷地の地下を通り、町の公用車駐車場へつながる底樋の整備を行っています。令和8年度は、ため池の中学校側の改良工事を実施する計画です。

次に、農業委員会委員の任期が、本年7月19日までとなっています。改選に当たり、3月16日から4月15日までの1か月間、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、公募の受付を実施いたします。なお、農業委員は、候補者評価委員会での評価を経た後、議会の同意を得て、町長が任命し、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することになっています。

次に、子育て支援の充実を図る新たな取組として、令和8年度から「こども誰でも通園制度」を実施いたします。関係施設と連携、協議を行い、円滑な運営に努めてまいります。

次に、これから出産される方や、現在、子育て中の方の情報誌として、「子育てガイドブック」を作成しました。今後、子育て世帯への周知、活用を進めてまいります。

次に、認定こども園の建設については、建設予定地の役場庁舎南側用地の測量調査及び造成工事の設計が完了したところです。令和8年度は、県道桂川下秋月線との接続に必要な用地の買収や、用地に関する基本設計、実施設計及び敷地内の造成工事を計画しています。

次に、水道事業については、配水池更新のため、基本設計委託料を計上しています。また、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営戦略を作成するため、土師浄水場の基盤調査費を計上していますので、よろしく申し上げます。

次に、教育に関わる取組として、能力があり、勉学に励みたいにもかかわらず、家庭の経済的状況等により進学が困難な学生を対象に、桂川町給付型奨学金制度の継続、充実を図ります。令和8年度は、新規奨学生5名と今年度から継続する奨学生4名の予算を計上しています。また、中学生の海外派遣事業は、令和7年度の成果を踏まえ、8年度も国際感覚を身につけ、世界で活躍できる人材を育成することを目的として、実施したいと考えています。派遣時期は、夏休み期間の5泊6日程度です。

次に、学校給食については、物価高騰により食材の値上がりが続き、令和8年度は、小学校月額4,700円から5,200円に、中学校は5,500円から5,800円に値上げすると報告を受けていますが、公立小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減による無償化と、中学校は、物価高騰緊急支援対策事業を活用して、町独自で無償化にしたいと考えています。

次に、社会教育事業では、生涯学習の観点から、子どもから高齢者まで、学ぶ楽しさや知る喜び、心の豊かさなどを求めて、各種事業を実施するとともに、関係団体と連携し、町全体で子ど

もたちを見守り、育てる環境づくりに取り組みます。

次に、地域公民館活動を支援し、地域コミュニティーの活性化を図るため、「地域はつつつ応援助成金」の事業を継続して実施し、元気なまちづくりを目指します。

次に、社会体育事業では、多様化する町民ニーズに対応するとともに、健康増進と生涯スポーツの振興に努めているところです。町民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツ推進委員や体育協会と連携し、生涯スポーツの普及、推進に取り組みたいと考えています。

次に、図書館事業では、「将来のまちづくり、人づくりに貢献できる図書館」、「町民文化の創造と青少年の健全育成を図る図書館」、「郷土資料の整備・充実を図る図書館」を目指して、ブックスタート事業や電子図書館の利用促進、電子図書館サービス利用者教室等を実施します。また、デジタル機器から少し離れるサンデー運動と連携を図り、幼児や小学生向け「図書館あ・そ・ぼ」を開催します。

次に、人権教育・啓発に関する法律として、平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、福岡県では、平成31年に福岡県部落差別の解消の推進に関する条例を制定しています。また、本町では、令和元年に桂川町部落差別の解消の推進に関する条例を施行し、「人権文化のまちづくり」を目指して、街頭啓発活動、市民講座「人権講演会」の開催、人権・同和問題地域懇談会等に取り組んでいるところです。

次に、王塚古墳の保存整備については、令和5年度、6年度に石室の鋼管支柱の改善、令和7年度に照明及び保存施設の空調機器の改善を行い、令和8年度には温湿度計、モニタリング設備の改善に取り組む計画です。王塚装飾古墳館は、昨年4月の火災の影響により、現在、復旧工事中ですが、8月1日の再開館を目標に取組を進めています。また、古墳館の公園部分に遊具を設置したいと考えています。王塚古墳の4月の特別公開は中止したいと考えています。

次に、一般会計予算について、概略の説明をいたします。

まず、承認第1号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）は、補正額4,146万6,000円を追加し、予算の総額を80億6,660万9,000円と定めたものでございます。これは、ゼロ歳から高校3年生までを対象に、1人当たり2万円を支給する国の物価高対応子育て応援手当の支給に伴う予算計上でございます。

次に、承認第2号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）は、補正額1,287万1,000円を追加し、予算の総額を80億7,946万円と定めたものです。老朽化に伴う役場庁舎の消防設備の更新及びゆのうら体験の杜の火災に係る仮復旧予算を追加計上したものです。

次に、承認第3号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）は、補正額941万1,000円を追加し、予算の総額を80億8,889万1,000円と定めたものです。令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る予

算計上でございます。

次に、議案第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第4号）は、補正額3,447万7,000円を減額し、予算の総額を80億5,441万4,000円に定めたものです。今回の補正の主なものは、保育所等に対する物価高騰対策補助金や、七浦ため池改修事業に対する町負担金を追加計上する一方、ため池地震耐性評価事業や町営住宅椿団地解体事業について、国、県の予算配分が減少することを考慮したものです。

次に、令和8年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示した令和8年度の地方財政対策の概要として、「累積した巨額の債務残高を抱えるなど、引き続き、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面において、物価高の中での官公需の価格転嫁や、いわゆる教育無償化への対応等に必要な経費を計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、住民サービスを安定的に提供できるよう、物価高、社会保障関係費や人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとする」とされたところです。

このような状況の下、本町の令和8年度の予算は、対前年度比9.0%増の77億1,873万円に定めようとするものです。

それでは、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入予算の1款町税については、特別徴収義務者の増や新築家屋の増加等により、1.3%増の12億3,989万8,000円を計上しています。

次に、11款地方交付税については、令和8年度地方財政計画では、地方公共団体に交付される地方交付税の国全体の総額は20兆1,848億円であり、前年度と比べ6.5%増とされています。本町の場合、普通交付税は、前年度当初決定額から1.7%増の21億1,599万7,000円を見込んでおり、当初予算は20億4,401万9,000円を計上しています。また、特別交付税については、2億円を計上しているところです。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金として、令和7年度の受入状況等を勘案し、4億円を計上しています。

次に、19款繰入金では、財政調整基金ほか4基金について、設置目的に沿った繰入れを行うこととしています。財政調整基金については、前年度と同額の4億円、また、教育・保育施設整備基金は、町立認定こども園整備事業の財源繰入れとして2,240万円を新規計上しています。

22款町債では、コンビニ交付システム導入事業や町立認定こども園整備事業に係る起債の皆

増等により、前年度より36.8%増の3億5,140万円を計上しています。

続きまして、歳出予算では、2款総務費において、ふるさと応援寄附金事業や大学等通学定期券購入補助金、町広報紙の発行事業、また、DXやマイナンバーカードの普及促進等に係る経費のほか、証明書類のコンビニ交付に係るシステム導入経費や町議会議員及び町長の一般選挙費などを計上しています。「桂川町誌」編さんの事業については、3年目の経費を計上しているところです。

次に、3款民生費では、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉など、いわゆる社会保障関係費を計上しています。新規事業では、第3期地域福祉計画及び第10期高齢者福祉計画の策定経費や高齢者補聴器購入助成、こども誰でも通園制度の支援給付費負担金のほか、町立認定こども園の設計費や敷地造成工事費などを計上しています。

次に、4款衛生費では、各種予防接種や健康増進、ごみ処理など、健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上しています。また、第3期健康増進計画・食育推進計画の策定経費や、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、水道基本料金の減免事業費を計上しています。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター補助金などを計上しています。

次に、6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業補助金や七浦ため池改修に係る負担金、ため池地震耐性評価事業費のほか、認定農業者を対象にした地域農業構造転換支援事業補助金等を計上しています。

次に、7款商工費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「プレミアム付き商品券」の発行を計画しています。また、商工業の振興や消費者行政に関する経費、Keisenまちプラザの運営費などを計上するとともに、一般の住宅改修の補助率を従来の10%から30%に改正し、補助金の限度額についても30万円に引き上げる予算を計上しています。

次に、8款土木費では、道路橋梁の維持・新設改良費のほか、桂川駅自由通路や町営住宅の維持管理費などを計上しています。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団の組織運営等に係る経費を計上しています。

次に、10款教育費では、小中学校の少人数学級指導や習熟度別授業を行う学力アップ推進、土曜学習教室の開設、セカンドスクールや王塚古墳の保存と活用、豊かな心を育む教育と文化の香り高いまちづくりの推進に係る事業経費を計上しています。新規では、桂川小学校及び総合体育館の照明機器等LED化や小中学校3校のGIGAスクール端末更新、町立小中学校の給食費無償化や王塚古墳テーマパーク遊具設置費などを計上しています。

以上が、一般会計予算の概要です。

物価高や賃金・資金調達の上昇への対応や、社会保障関係費が続伸する厳しい社会情勢の中、本町の伸び代の活用や暮らしの安定を図るべく、限られた財源で最大の事業効果が得られるよう努めてまいりますので、議員の皆様のご理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町教育委員会委員の任命及び桂川町公平委員会委員の選任、桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件が3件、桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が1件、専決処分の承認が3件、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関するもの1件、町道の認定が1件、条例の廃止が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正が5件、令和7年度補正予算が2件、令和8年度一般会計及び特別会計予算が5件、報告1件の計25件でございます。

人事案件については私から、その他の議案等につきましては担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び施政方針、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

---

### **日程第3．総務経済建設委員長報告**

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました、道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

12月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

本年11か所の工事が竣工しておりますが、一部執行額が予算額に達し、執行できなかった箇所が1か所ありました。このほか、桂川駅前の豆田・瀬戸線及び桂川東小学校横のセブンイレブンから弥栄に抜ける町道弥栄・笹尾2号線について予定されていた工事は、国の交付金配分が減額されたため、施工には至っておりません。

このように、近年の工事实績額においては、道路改修費等の減額傾向が見られる中、工事に係る労務費、材料費等は高騰しており、必要な舗装改修箇所の整備費が不足していることが懸念されます。道路管理者として安全管理不足とならないよう、道路改修が急務な箇所の指摘は、今後とも続けていく必要があると判断されます。

したがいまして、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託された  
いとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申  
出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました、保育教育環境整備  
及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 12月定例会後、5回の委員会を開催しました。

1月22日、総合体育館に行き、新しく買った運動器具を紹介していただきました。新しく入  
った器具は4人が同時に使用できるもので、スポーツ振興くじ助成事業を活用した高価なトレー  
ニング器具です。実は、文教厚生委員会でスイミングプラザなつきのトレーニングジムを視察し  
た折に、スポーツ振興くじと書かれたトレーニング器具を文教厚生委員が見つke、桂川町にも提  
供が可能かどうか調べてほしいと、桂川町の担当職員に依頼する中で実現されたものです。私た  
ち文教厚生委員もアンテナを張りますが、職員の皆さんも、町の皆さんのためにアンテナを張っ  
てください。

2月4日は、大刀洗町を訪ねました。大刀洗町は、企業誘致は周辺の自治体に任せ、子育てに  
特化するとしてまちづくりを進めています。どうしてそのようなまちづくりを進めたかと訪ねた  
ところ、前町長のマニフェストのトップに挙げられたものだそうです。議会はその施策を支援、  
今後もさらなる事業の推進を求めているそうです。また、町民も支持しているということでした。  
現町長もこの施策を進めているということです。トップの姿勢でこんなに変わり得るものだぞと知  
らされました。

現在、人口は少しずつですが増加していると、謙虚に言われました。通常、生まれる人よりも  
亡くなる人のが多い、つまり自然減となります。しかし、大刀洗町は転入する人が多いので、社  
会増となっています。自然減、社会減の桂川町との差です。それは、施策の差とも考えられます。  
具体的な施策を幾つか紹介します。

4か月健診のお子さんに木のおもちゃを渡す、これは、木材を使ったぬくもりから五感の発達

を伸ばす事業ということでした。その事業の成果は正直分かりません。驚いたのは、その財源が森林環境譲与税だということでした。こども課の職員が森林環境譲与税を知っている、もしくは、森林環境譲与税を扱っている課が、子育てについて考えていると思われます。大刀洗町の職員全体に子育てをとという考えが入っている、桂川町の課題はここにあるのではないかとも思われます。

保育士確保のための施策もありました。公立ゼロ、市立6園で、昨年度は定員620人に入所701人、園児の増加とともに保育士確保が厳しくなっているそうです。これは桂川町もそうです。さて、ここは保育士奨学金返済事業補助金という施策がありました。これは、保育士の奨学金返済費用の一部を補助しようとするもので、現在、10人の保育士が利用されているということでした。

不登校施策についても取組がありました。スクールソーシャルワーカーが、中学校に1名、小学校に1名いるということ、また、不登校生のおり場として教育支援センター、また、フリースクール、さらに4校区に、不登校児童生徒とその保護者対象の居場所を設置しているということでした。取組の成果として、不登校生中学生のうち、復帰した生徒が多くなったということでした。

さらに、子育て世帯の移住定住のために、定住促進住宅が用意されていました。子育て用で、3LDK、5階建て、20世帯のマンション、これが3か所、計60世帯分の子育て用マンションを用意しているそうです。もちろん低価格ということでした。

大刀洗町は車で40分ちょっとの近い町ですが、学ぶところがたくさんありました。

2月16日、奨学金制度について、教育委員会に状況をお尋ねしました。本年度は4人の学生に給付が行われています。来年度の状況を見ながら、必要ならば見直しを提起していきます。

文教厚生委員から、奨学金を確実に給付するために、債務負担行為として3月の新年度予算で上げるべきではないかとの意見がありました。御検討ください。

文教厚生委員会も充実した調査研究を行っています。つきましては、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究の閉会中審査の継続をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました、議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

12月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年2月3日に第53号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き、けいせん議会だより第54号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第6. 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

○議長（林 英明君） 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会に付託中の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について、委員会の中間報告の件を議題といたします。

大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会から、中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） したがって、大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

柴田委員長の発言を許します。柴田委員長。

○大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長（柴田 正彦君） 福岡金属興行株式会社、直方市中泉に会社があります。この福岡金属興行株式会社が、大将陣公園横に産業廃棄物処理施設を計画しています。これに対して、桂川町民、桂川町議会、桂川町長、飯塚市民、飯塚市議会は反対の声を上げましたが、福岡金属興行は今も計画を進めています。

2月21日、調査特別委員会主催で産廃に関する学習会を行いました。参加者は130名を超えました。このうち、飯塚からも30名の参加がありました。

学習会後のアンケートから紹介します。学習会に参加した自分の本気度が問われる学習会だった。学習会2の高橋弁護士が強調された、自分は何が危険と思っているかということをしっかり理解することが一番大事ということが心に響いた。自分が分かっていないことが分かりました。あくまでも自分ごととしての意識度の問題だと分かり、業者が諦めるまで頑張らなければならないと理解。また、飯塚市民からは、事業者にも権利があることなので、具体的な不備なところを追求できるだけの勉強を行い、建設をできないようにするべきだ。ダイオキシンの発生と飛散が心配です。説明を受けること、戦略を考える飯塚市とともに連携を取ってくださいという意見がありました。

今回は、来月4月25日土曜日、午後1時半から、桂川町住民センターで第2回学習会を行います。町民、住民、町と連携して、今後も進めていきます。

町長の本気、住民の本気とともに、調査特別委員会の本気も問われています。

○議長（林 英明君） 本定例会に上程された案件は、同意3件、承認3件、選挙1件、議案17件、報告1件です。同意第1号から同意第3号までは、本日即決していただき、承認第1号から承認第3号まで、議案第1号から議案第12号までについては、本日、内容説明を受け、質疑を行い、各常任委員会に付託いたします。承認第1号から承認第3号まで、議案第11号、第12号は、11日の本会議で採決を行い、議案第1号から議案第10号までは、19日の本会議で採決を行います。新年度予算の議案第13号から議案第17号までについては、連合審査会を開催しますので、本日、内容説明を受け、質疑は省略し、各常任委員会に付託、19日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。



ればならないというのがあります。今回、前回保護者枠として教育委員に就任いただいたのが皆越委員でございますが、皆越委員のお子様ももう既に18歳を超えましたので、現在のところ、本町においての教育委員は保護者枠が存在をしていない、言うならば法律違反の状況でございます。このことを国・県に確認をいたしましたら、この保護者枠がないという教育委員会においては、早々に保護者枠を任命しなければならないという指導がございまして、そこで、一番近隣の教育委員さんの、任期を迎える教育委員さんのところに保護者枠の教育委員さんを入れなければならないという形で今回、教育委員さんの変更というところを上程させていただいているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、こういうことが今後も起こり得るということになりますね。そこまで意識しながらまわしとかないとということですか。分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 保護者枠というのは、子どもさんは桂川中学でなくてもいいわけなんですか。そうですか。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） 保護者枠というのが、いわゆるゼロ歳から18歳までの保護者の方というところでございます。ですので、そのお子様が桂川町内の学校とかそういったものに縛りはございません。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 英明君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、柴田正彦議員、4番、杉村明彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。







生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第10. 選挙第1号

○議長（林 英明君） 選挙第1号桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定によって、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員会委員には、大塚清文さん、中園節男さん、深江紀子さん、足立秀子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大塚清文さん、中園節男さん、深江紀子さん、足立秀子さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、吉住和代さん、田中哲男さん、秋山登さん、原田絵美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、吉住和代さん、田中哲男さん、秋山登さん、原田絵美さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

別途文書で、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

#### 日程第11. 承認第1号

○議長（林 英明君） 承認第1号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書14ページ、承認第1号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月17日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和7年度一般会計12月専決予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億6,660万9,000円と定めたものでございます。

なお、本補正予算は国の物価高対応子育て応援手当の支給に係る費用を追加するべく編成しております。

次に、7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金4,146万6,000円の追加は、物価高対応子育て応援支給事業費国庫補助金及び支給事務費国庫補助金の追加計上でございます。

次に、8ページ、歳出でございます。

3款2項6目物価高対応子育て応援手当支給事業費4,146万6,000円の追加は、1節報酬の短時間勤務会計年度任用職員報酬から、12節委託料のシステム改修委託料まで物価高対応子育て応援手当の支給に係る事務費の追加計上及び19節扶助費の物価高対応子育て応援手当、これはゼロ歳から高校3年生世代までの子どもたちに1人当たり2万円を支給するものの追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

## 日程第12. 承認第2号

○議長（林 英明君） 承認第2号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書15ページ、承認第2号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月15日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル②令和7年度一般会計1月専決予算書（第5号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,287万1,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億7,948万円と定めたものでございます。

なお、本補正予算は庁舎消防設備の一部の老朽化更新及びゆのうら体験の杜の火災被害に係る仮復旧費を追加するべく編成しております。

次に、7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税1,287万1,000円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に、8ページ歳出でございます。

2款1項5目財産管理費464万7,000円の追加は、庁舎自動火災報知等設備更新工事の追加計上でございます。

9ページ。11款5項2目都市公園災害復旧費822万4,000円の追加は、ゆのうら体験の杜体験実習棟解体工事、施設の全焼によるもの及びゆのうら体験の杜電気幹線復旧工事、ガス設備復旧工事、浄化槽制御盤等復旧工事、全床しました体験実習棟に付帯しておりました各設備を移設復旧するもの、これらの追加計上でございます。

以上、簡略の説明でございますが御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第13. 承認第3号

○議長（林 英明君） 承認第3号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書16ページ、承認第3号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計の予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月20日付で専決処分を行いましたので、同条3項の規定により、これを御報告し御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル③令和7年度一般会計1月専決予算書（第

6号)で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ941万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億8,889万1,000円と定めたものでございます。

なお、本補正予算は令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を追加するべく編成しております。

次に、7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

16款3項1目総務費兼委託金941万1,000円の追加は、衆議院議員総選挙委託金の追加計上でございます。

次の8ページ、歳出でございます。2款4項4目衆議院議員総選挙費941万1,000円の追加は、1節報酬の投票管理者等報酬から、次の9ページ、17節備品購入費まで、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る事務経費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(林 英明君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 英明君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第14. 議案第1号

○議長(林 英明君) 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長(横山 由枝君) 議案書17ページをお願いいたします。議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和8年3月31日を限り、久留米市ほか3市町高等学校組合が解散することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退するほか、組織の名称変更及び漢字の修正など所要の改正を行うため本規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

18ページに改正条例、19ページから21ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書19ページをお願いいたします。

主な改正内容は、糟屋郡の「粕」の漢字の変更、久留米市ほか3市町高等学校組合の削除、久留米広域市町村県事務組合を久留米広域消防組合に名称の変更を行うものです。この変更に伴い、退職手当組合を組織する地方公共団体の数が、現在の79団体から78団体になるものでございます。

附則でございますが、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第15. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第2号町道路線の認定について御説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

認定しようとする道路の路線名は、椎木2号線です。起点桂川町大字土師字椎木1209番12地先、終点桂川町大字土師字椎木1209番8地先です。

提案理由でございますが、宅地分譲開発行為に伴い開発区域内に道路が整備されたことにより道路法上の道路として路線を認定するため、道路法第8条2項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

次の23ページをお開きください。

参考資料でございます。町道路線番号は638、路線名椎木2号線、道路延長44m、道路幅員6mから16mと表記しておりますが、16mの表記は車がUターンする際の旋回状の延長を表記しており、基本的な幅員は6mでございます。道路の位置でございますが、福岡県立嘉穂総合高等学校の西側にあたります土師7区の旧農地が開発され、宅地分譲整備が行われております。その開発区域内の道路を町道認定するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第16. 議案第3号

○議長（林 英明君） 議案第3号桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案第3号について御説明申し上げます。

議案書の24ページをお願いします。本議案は、桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてでございます。本条例は桂川町住宅新築資金等貸付事業の円滑な運営を図るために特別会計を設置することを目的に、昭和45年12月に制定されたが、現在、当該貸付事業の新規貸付けは行っておらず、事業の目的が達成されたこと及び残る貸付金債権の回収事務については、一般会計に移行することで事務の効率化を図るという観点から本条例を廃止するものです。廃止に至る経緯につきましては、住宅新築資金等貸付運用に要した起債の償還が平成28年度で完了し、その後は貸付金の滞納整理のみを行ってまいりました。平成18年からは住宅新築資金の専門の弁護士に相談業務を委託し、福岡県住宅新築資金償還推進助成金の交付対象となるように取組を行い、平成30年には桂川町債権管理条例が施行され適正な審査のもと債権整理が進み、債権の回収も進んで滞納額の縮小に至っています。

令和8年2月末現在で、対象者19名、滞納額4,983万8,541円となっております。このたび、これまでの経過や関係者の意見を踏まえて、令和8年度末をもって桂川町住宅新築資金等特別会計を閉鎖し、一般会計に統合するめどが立ったことから、桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止を提案するものでございます。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。経過措置としましては、この条例による改正前の桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の未収金及び未払金の整理については、令和8年5月31日までの間はなお従前の例によります。

以上、簡略な説明でございますが、御審議のほど議決賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。1点、2点、3点ほど質

問させていただきます。

なぜ、急にこの時期に廃止をするのか。

2点目、廃止によって不利益はあると思われませんが、不利益はありますか。

今後の回収する部署はどこになるのですか。以上、3点お答えください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） まず、1点目の、なぜ廃止するのかということなのですが、県内の約半数45市町村のうち、25の市町村が特別会計を廃止、一般会計で運営されているということです。これは、債権の回収が進むと滞納額が減少することにより歳入が減少し、将来的に予算が組めなくなってしまうということがありますので、そういう問題が解消するのと、今後の柔軟に予算の措置ができるようにということで一般会計のほうに移行をお願いしているところでございます。また、そのことによる不利益というのは、今までどおり一般会計のほうで事務処理を行っていきます。また、担当としては引き続き税務課のほうでこの住宅新築資金の回収の事務を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今まで、県からの補助金が入っていたのでしょうか。それは今度一般会計になっても入ってくるわけですか。何かそんなふうに聞こえましたけど、入ってくるのですか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 県からの住宅回収に伴う償還助成金等につきましても、引き続き一般会計のほうに入ってくるようになっております。

以上です。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第17. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号桂川町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原田健康福祉課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第4号桂川町手話言語条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、障がい者の権利に関する条約や、平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置づけられ、以後、手話が言語として当たり前認識される社会の実現に向け、福岡県及び多くの市町村で条例化の取組が進んでいます。本町においても、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、地域に住むろう者等の障壁の解消に向けたまちづくりや施策を推進するための基本的事項を定め、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができ、さらには全ての町民等が地域で支え合い、もって障がいのある人もない人も共に尊重し合う共生社会の実現を目指すため本条例案を提出するものでございます。

27ページをお願いします。27ページ、28ページに条例案を掲載しております。条例案の主な内容について御説明いたします。

前文では、この条例を制定する背景や目的、制定理由を示しており、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め全ての町民等が地域で支え合い、障がいのある人、ない人も共に尊重し合う共生社会の実現を目指していくという本町の基本姿勢を示しています。

第1条では、本条例を制定する目的を定めております。第2条では、この条例の中で用いる用語の意義を定めております。

28ページをお願いします。

第3条では、この条例の目的を実現するための基本的な理念について定めております。第4条では、町の責務としてこの条例の基本理念に則り手話に対する理解の促進及び普及に関して必要な施策を実施することを定めております。第5条では、町民等の責務として町民等が担う役割を定めております。第6条では、事業者の責務として事業者が担う役割を定めております。第7条では、手話に関する理解の促進のために取り組む施策について定めており、第2項では施策の実施状況について検証することを定めております。第8条では、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置について定めています。

なお、附則では本条例の施行を令和8年4月1日と定めております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

## 日程第18. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町特定乳児等通園支援事業の運用に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。藤木子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第5号桂川町特定乳児等通園支援事業の運用に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、内閣府令特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年11月13日に交付され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、本町において当該事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき本条例を定める必要が生じたため、本条例案を提出するものでございます。

30ページをお開きください。

30ページから40ページにかけて条例案を掲載しております。概要について御説明いたします。桂川町における事業の適正かつ円滑な実施を図るため、確認基準条例を定めるものでございます。

条例案の主な内容について御説明いたします。

第1条から第3条にかけて本事業の趣旨、原則、利用定員の基準について定めております。すみません。失礼しました。概要についての御説明でございます。申し訳ございません。ここで言います乳児等通園支援事業とは、いわゆるこども誰でも通園制度のことでありまして、令和8年4月1日から全国の自治体において開始する制度でございます。令和6年に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、こども誰でも通園制度の新たな給付となる乳児等のための支援給付の対象事業者となるには、子ども・子育て支援法に基づき、市町村長の確認を受ける必要があることとされており、確認の際には特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従って事業を行うことのできるものであるかを審査することとされており、町が当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされております。桂川町における事業の適正かつ円滑な実施を図るため、確認基準条例を定めるものでございます。

条例案の主な内容についてでございます。

第1条から第3条にかけまして、本事業の趣旨、原則、利用定員の基準について定めております。第4条から第32条にかけて、運営に関する基準としまして、事業利用の申し込みがあった際の乳幼児及び保護者との面談の必要性、緊急時の対応、事業者が行う運営方針や支援の内容、

緊急時の対応方法、非常災害対策等の重要項目を定めた運営規定を策定すること、虐待の禁止等について定めております。

なお、附則にて本条例の施行日は令和8年4月1日からと定めているものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

これで、暫時休憩いたします。再開は1時から。

午前11時59分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

-----  
**日程第19. 議案第6号**

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書41ページをお願いいたします。

議案第6号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、公職選挙法施行例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

42ページに条例案、43ページに新旧対照表を掲載しております。

主な改正の内容は、最近の物価変動等を考慮し公職選挙法施行例の一部が改正され、国の選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、国の基準に合わせて選挙運動用のビラ1枚当たりの単価を7円73銭から8円38銭に、ポスター1枚当たりの単価を541円31銭から586円88銭に改めるものです。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございますが、この条例の施行前に告示された選挙については、従前の例によるものとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第20. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書44ページをお願いいたします。

議案第7号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、令和7年8月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等がなされたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

45ページに条例案、46ページに新旧対照表を掲載しております。主な改正の内容は、令和7年8月の人事院勧告により自動車等の使用者の通勤手当に対し、現行の60km以上を上限とする距離区分に、令和8年4月より5km刻みに100km以上を上限とする新たな距離区分が新設されたため、国に準じて本条例の改正を行っております。

附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正条例は会計年度任用職員にも適用することを申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

## 日程第 2 1 . 議案第 8 号

○議長（林 英明君） 議案第 8 号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案第 8 号について御説明申し上げます。

議案書の 4 7 ページをお願いいたします。

本議案は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）が公布されたことに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の内容につきましては、4 8 ページから 5 1 ページ、新旧対照表を 5 2 ページから 6 3 ページに搭載しています。

それでは、主な改正の内容について御説明申し上げます。

今回の改正では、令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援納付金制度に伴う桂川町国民健康保険税条例への付加についてでございます。本制度は、少子化対策の強化を目的に国が創設したものであり、児童手当の拡充や妊娠・出産支援、児童育児休業の充実など、子ども・子育て施策の安定的財源を確保するため、医療保険制度を通じて広く社会全体で負担する仕組みであります。

これに伴い、国民健康保険におきましても、子ども・子育て支援納付金分を新たに保険税の構成要素として付加する必要があることから桂川町国民健康保険税条例の一部を改正し、所要の規定の整備をするものでございます。

子ども・子育て支援納付金分は、既存の国民健康保険税と同様に所得に応じて算定する所得割、被保険者の人数に応じて算定する均等割、1 8 歳以上の人数に応じて算定する均等割、世帯で算定する世帯別平等割等の方式で医療分等と合算の上、国民健康保険税として一体に賦課し徴収いたします。

本制度は全国一律の制度であり、初年度における国全体の平均負担水準は被保険者おおむね報酬の 0. 2 % 台とされています。桂川町国民健康保険税における具体的な賦課額は、所得及び世帯構成により異なりますが、標準的な世帯においては、年間数千円から 1 万円程度増加となる水準で設定されています。

なお、低所得者世帯に対する 7 割・5 割・2 割軽減制度につきましては、支援納付金分にも適用されるため、所得状況に応じた配慮がなされる仕組みとなっております。

附則としまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行されるものでございます。この条例に

よる改正後の桂川町国民健康保険税の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税において適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

## 日程第22. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山産業振興課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 議案書64ページをお願いいたします。

議案第9号桂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、飯塚地区消防組合火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の65ページから67ページに条例案を、68ページから70ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書65ページをお願いいたします。

改正の主な内容について御説明いたします。改正の趣旨は、令和7年2月に大船渡市で起きた林野火災を受けて、国が林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令により、林野火災予防の実効性を高めることが必要と示したことに伴い、令和8年1月1日付で飯塚地区消防組合が火災予防条例の一部改正を行いましたので、本町も本条例の改正を行うものです。

まず、全体的な改正としまして、文言や字句の整理を行っております。

次に、第4条では火入れを不許可とするときに、その理由等を記載した書面を火入れ不許可通知書様式第3号として新たに定めております。

次に、第14条の火入れの中止の要件で、現在は強風注意報や異常乾燥注意報、火災警報が発令された場合とされているものを、強風注意報や防風警報、防風特別警報、乾燥注意報が発表された場合のほか、林野火災に関する注意報や警報が発令された場合に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第14条の改正規定のみ令和8年1月

1日から適用するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第23. 議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。藤木子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第10号桂川町特定教育・保育及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、乳児等のための支援給付に関する規定が令和8年4月1日から施行されることに伴い、本町において当該事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法第82条の規定に基づき本条例を改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

72ページをお開きください。条例案を掲載しております。

73ページ、74ページに新旧対照表を掲載しております。

73ページをお願いいたします。

主な改正の内容としまして、こども誰でも通園制度に係る新たな給付として、乳児等のための支援給付が令和8年4月1日から開始されることに伴い、本町における事業の適正かつ円滑な実施を図るため、「特定乳児等通園支援事業」という文言を新たに加えるものでございます。

まず、現行条例の題名を「桂川町特定教育・保育特定地域型保育及び特定入児等通園支援事業並びに特定子ども・子育て支援の実施に関する条例」というふうに改め、また、同様に第1条の中に「特定乳児等通園支援事業」という文言を加え、改めるものでございます。

なお、附則にて本条例の施行日は令和8年4月1日からと定めております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第24. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書75ページ、議案第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

本議案は、令和7年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル④令和7年度一般会計3月補正予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,447万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,441万4,000円に定めようとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。追加といたしまして4事業、このうち2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム改修事業184万8,000円及び住民記録システム改修事業83万2,000円、3款2項児童福祉費の保育所等物価高騰対策事業20万8,000円につきましては、本補正予算にて新規計上のもの、10款7項社会教育費の王塚古墳保存整備事業946万円につきましては、当初予算にて計上のものですが、各事業の進捗見込みにより次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。追加といたしまして、1事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債900万円の追加。また、変更といたしまして、9事業債、このうち起債限度額の変更につきましては、3段目、公共事業等債を5,180万円から4,660万円に、7段目、公営住宅建設事業債を1,350万円から320万円に、9段目、災害復旧事業債を3,340万円か

ら4,150万円にそれぞれ変更するもの、また、借入利率の変更につきましては、全事業債、昨今の金利情勢を勘案いたしまして9事業債全て3%以内から5%以内に変更、以上の補正を行うものでございます。

次の10ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税2,213万3,000円の減額は、普通交付税を財源調整により減額計上しております。

次の11ページ、15款2項1目総務費国庫補助金260万円の追加は、戸籍附票システム及び住民記録システムの改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の追加計上。

2目民生費国庫補助金は10万8,000円の追加、物価高騰に係る特例措置として追加されます地域子育て支援拠点事業費国庫補助金及び放課後児童健全育成事業費国庫補助金の追加計上。

4目土木費国庫補助金1,185万7,000円の減額は、町営住宅整備事業に係る国庫補助事業採択額の減に伴う社会資本整備総合交付金地域住宅計画事業の減額計上でございます。

次に、12ページ、16款2項2目民生費県補助金は314万8,000円の追加、私立保育所等に係る保育所等物価高騰対策費県補助金や、令和7年度途中に県が新設しました第3子以降保育料無償化事業費県補助金、また、国庫補助金と同様に物価高騰対策物価高騰に係る特例措置として追加交付されます地域子育て支援拠点事業費県補助金及び放課後児童健全育成事業費県補助金の追加計上。

5目農林水産業費県補助金3,327万円の減額は、ため池地震体制評価事業に係る県からの予算配分減に伴う農村地域防災・減災事業費県補助金の減額計上。

8目教育費県補助金82万5,000円の追加は、王塚古墳及び天神山古墳に係る文化財保護事業費県補助金の追加計上でございます。

次に、13ページ、18款1項2目教育費寄附金は37万6,000円の追加、王塚装飾古墳館復旧支援寄附金は、桂川町商工会青年部新町民ゴルフ大会及び個人からの御寄附によるもの、図書館図書等購入費指定寄附金は、個人からの御寄附によるものでございます。

次は、14ページ、21款3項2目雑入2,402万6,000円の追加は、ガバメントクラウド利用料に対し追加交付されるデジタル基盤改革支援補助金の追加計上でございます。

15ページ、22款1項3目農林水産業債380万円の追加は、県営七浦ため池改修事業に係る防災重点農業用施設整備事業債について、公共事業等債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債へと財政措置がより有利なものに切り替えるもの。

4目土木債1,030万円の減額は、町営住宅整備事業に係る国庫補助事業採択額の減を受けました町営住宅建設事業債の減額計上。

6目災害復旧事業債810万円の追加は、王塚装飾古墳館の火災復旧事業に係る公共施設火災復旧事業債の追加計上でございます。

次の16ページから歳出でございます。

なお、歳入予算の補正に伴う財源組替えにつきましては、御説明を割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款1項1目一般管理費507万3,000円の追加は、退職手当組合負担金、町職員の勸奨退職に伴う特別負担金の追加計上。

10目諸費28万8,000円の追加は、西鉄バス路線運行補助金赤字補てん額の決定見込みによる追加計上。

次の17ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費は268万円の追加。戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加記載するための戸籍附票システム改修業務委託料及び住民記録システム改修業務委託料の追加計上でございます。

次に、18ページ、3款1項2目障害者福祉費6万5,000円の追加は、実績確定に伴います前年度障害者自立支援給付費国庫負担金及び県負担金等返還金の追加計上。

3目老人福祉費182万1,000円の減額は、避難行動要支援者管理システム標準化対応委託料の減額計上。これは、行政システムの標準化移行が国全体的にはかどっていない影響により、令和8年の実施となったことによるものでございます。

次に、19ページ、2項1目児童福祉総務費20万8,000円の追加は、私立保育園に対し電気料高騰相当分を補助金として交付する保育所等物価高騰対策補助金の追加計上でございます。

次に、20ページ、4款1項1目保健衛生総務費41万7,000円の追加は、人件費上昇等の影響及び診療報酬の見込み減による小児休日夜間休館センター運営費負担金の追加計上。

4目健康づくり推進費1,175万6,000円の追加は、実績確定に伴います前年度乳児家庭全戸訪問等事業費国庫等補助金返還金外4件の追加計上でございます。

次に、21ページ、6款1項2目農業総務費3,327万円の減額は、県からの予算配分減に伴う事業の一部執行見送りによるため池地震耐性評価委託料の減額計上。

6目農地費360万円の追加は、県営七浦ため池改修事業の一部前倒しに伴う防災重点農業用施設整備事業負担金の追加計上でございます。

次に、22ページ、7款1項1目商工総務費9万2,000円の追加は、消費者生活センター運営事業市町村負担金、当該センター職員の給与改定による人件費の増に伴う追加計上でございます。

次の23ページ、8款4項2目住宅建設費2,371万5,000円の減額は、椿団地解体工事国庫補助事業採択額の減を受けました執行見送りによるものでございます。

24ページ、10款7項7目図書館費15万円の追加は、図書館図書等購入費指定寄附による備品購入費、書架の購入費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第25. 議案第12号

○議長（林 英明君） 議案第12号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書76ページ、議案第12号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき本議会の決定にしようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内ファイル⑤令和7年度後期高齢者医療特別会計3月補正予算書（第4号）で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,279万2,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料500万円の増額は、保険料収納額の増加見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金500万円の増額は、保険料負担金の増加見込みによるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

先ほど申し上げましたとおり、議案第13号から議案第17号までの新年度予算は、連合審査会で審査するため質疑を省略します。

---

### 日程第26. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号令和8年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書77ページ、議案第13号令和8年度桂川町一般会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和8年度一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル⑥令和8年度一般会計予算書で御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,873万円に定めようとするものでございます。

第2条の歳入負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど御説明いたします。

第4条は、一時借入金の借入最高額を7億円に定めようとするものでございます。

第5条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の間で流用できるよう定めようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございまして、現在、桂川町社会福祉協議会に委託しております町立学童保育所運營業務を、他の民間業者への委託に変更するため、期間を令和8年度から令和11年度まで、限度額を2億5,228万7,000円とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次の9ページに参考といたしまして、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調

書を掲載しております。

次に、10ページをお開きください。

第3表地方債でございます。デジタル活用推進事業債外8事業の起債限度額、起債の方法を設定しようとするものでございます。

なお、利率につきましては、前年度まで3.0%以内としておりましたが、昨今の金利情勢を勘案いたしまして、本年度は5.0%以内に引き上げております。

次の11ページに、参考といたしまして地方債の過去年度末における現在高の見込み等に関する聴取を掲載しております。

また、同様の参考資料といたしまして、12ページには継続費に関する聴取を掲載しております。

15ページをお開きください。

ここから歳入予算の概要について御説明いたします。

1款町税1項1目町民税個人4億8,797万6,000円、2目町民税法人6,128万2,000円。

次の16ページ、2項固定資産税5億485万6,000円。

次の17ページ、3項軽自動車税4,887万5,000円は、令和7年度の調定実績等を考慮し計上しております。

なお、3項軽自動車税につきましては、税制改正により令和7年度末をもって環境性能割が廃止されましたため、前年度までの環境性能割及び種別割の区分計上から1目軽自動車税1本での計上となります。

次の18ページ、4項町たばこ税1億3,690万9,000円は、令和8年度地方財政計画の伸び率等を勘案し計上しております。この地方財政計画の伸び率等を勘案する算出方法により、19ページ2款1項自動車重量税4,320万1,000円、20ページ2項地方揮発油譲与税1,078万3,000円。

21ページ、3項森林環境譲与税283万8,000円、22ページ、3款利子割交付金75万8,000円、23ページ、4款配当割交付金1,009万5,000円。

24ページ、5款株式等譲渡所得割交付金1,391万9,000円、25ページ、6款法人事業税交付金2,171万6,000円、26ページ、7款地方消費税交付金3億106万8,000円、27ページ、8款ゴルフ場利用税交付金1,806万2,000円、28ページ、9款環境性能割交付金88万6,000円、29ページ、10款地方特例交付金2,257万8,000円を計上しております。

なお、自動車関係諸税の税制改正環境性能割及び当分の関税率、ガソリンの暫定税率等の廃止

に伴いまして、2款2項地方揮発油譲与税及び9款環境性能割交付金につきましては、大幅減となります一方、10款地方特例交付金につきましては、自動車税、軽自動車税、地方揮発油譲与税に係る減収補てん特例交付金の新設により、大幅増となっております。

次に、30ページ、11款地方交付税は22億4,401万9,000円の計上。このうち、普通交付税につきましては、20億4,401万9,000円計上しております。

なお、令和8年度地方財政計画の分析や本町の動向等を勘案いたしまして、令和8年度の交付見込額を前年度最終決定額からマイナス4.0%、当初決定額からはプラス1.7%の21億1,599万7,000円と積算しておりますので、予算計上額20億4,401万9,000円との差額、いわゆる財源留保額は7,197万8,000円となるものでございます。

また、特別交付税につきましては、直近の実績値であります令和6年度決定額から約20%減の2億円で計上しております。

次に、31ページ、12款交通安全対策特別交付金147万7,000円の計上は、直近の実績を勘案したものでございます。

次に、32ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金2,076万6,000円は、各サービスの利用者数等を見込みました計上でございます。

次に、33ページ、14款使用料及び手数料1項使用料6,918万6,000円は、1目総務使用料から34ページ、35ページにかけての6目教育使用料まで、各町有施設等の利用者数などを見込みました計上。

次の36ページ、2項手数料4,903万6,000円は、1目総務手数料から37ページの4目土木手数料まで前年度実績等に基づく計上、新規事項といたしましては、36ページ、1目3節戸籍住民基本台帳手数料にコンビニ交付手数料を計上しております。

次に、38ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金9億4,947万8,000円は、1目民生費国庫負担金から2目衛生費国庫負担金までの説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上。

次の39ページ、2項国庫補助金3億9,885万2,000円は、1目総務費国庫補助金から40ページ、41ページにかけての5目教育費国庫補助金までの説明欄に記載の各事業に係る国庫補助金の計上。

次の42ページ、3項国庫委託金428万3,000円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業費国庫委託金まで、各受託事務に係る国庫委託金の計上でございます。

次の43ページ、16款県支出金1項県負担金4億5,949万3,000円は、1目民生費県負担金から44ページの5目土木費県負担金までの説明欄に記載の各事業に係る県負担金の計上。

次の45ページ、2項県補助金2億7,618万7,000円は、1目総務費県補助金から48ページの9目住宅新築資金等貸付事業県補助金までの説明欄に記載の各事業に係る県補助金

の計上。

なお、9目住宅新築資金等貸付事業県補助金につきましては、議案第3号関連予算で住宅新築資金等貸付事業につきまして、特別会計を令和7年度末で廃止し、一般会計内で経理しようとするため新規計上しているものでございます。

次の49ページ、3項県委託金2,336万1,000円は、1目総務費県委託金から3目教育費県委託金まで、各受託事務に係る県委託金の計上。

なお、土木費県委託金につきましては、5年ごとの受託事業であります都市計画基礎調査の完了に伴い、廃録となっております。

次に、50ページ、17款財産収入1項財産運用収入1,947万6,000円の計上は、前年度までの運用実績等を考慮しましたもの。

次の51ページ、財産売払収入につきましては、旭ヶ丘団地の完売により廃項廃目となっております。

次に、52ページ、18款寄附金は4億1,000円の計上。このうち、ふるさと応援寄附金につきましては、さらなる高みを目指しまして、受入れ目標額を前年度の3億円から本年度4億円に設定するものでございます。また、王塚装飾古墳館復旧支援寄附金につきましては、存置科目として計上しております。

次に、53ページ、19款1項基金繰入金4億7,517万2,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。このうち、1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度同額の4億円を計上、また3目教育保育施設整備基金繰入金につきましては、町立認定子ども園整備事業への財源繰入れのため新規計上をしております。

次に、54ページ、20款繰越金6,000万円は、前年度繰越金の計上でございます。

次に、55ページ、21款諸収入1項延滞金加算金及び過料10万円は、町税延滞金の計上。

次の56ページ、2項町預金利子は1,000円の計上。

次の57ページ、3項貸付金元利収入210万6,000円は、議案第3号関連予算で住宅新築資金等貸付金元利収入の計上でございます。

次の58ページ、4項雑入2億2,853万4,000円は、1目弁償金4,000円の存置科目計上と、2目雑入2億2,853万円、61ページまでにわたって記載しております説明項目の各収入につきまして、前年度実績等を考慮し計上しております。

62ページ、22款1項町債3億5,140万円は、1目総務債から63ページの5目教育債まで、説明欄に記載の各事業債の計上。いずれも10ページで触れました第2表地方債の内訳を示すものでございます。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

64ページ、1款1項1目議会費7,555万6,000円は、議員報酬や議会事務局の職員人件費、議会運営費等の計上。

新規事項といたしましては、65ページ、12節委託料に議場システム保守点検業務委託料を計上しております。

次の66ページ、2目特別委員会費47万1,000円は、決算審査特別委員会及び産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会に係る経費を計上しております。

次に、67ページ、2款総務費1項1目一般管理費3億6,430万4,000円は、特別職を含む職員人件費や総務一般管理に係る事務経費の計上。

次の70ページ、2目文書広報費572万円は、法制執務や県広報紙の配布等に係る経費の計上。

71ページ、3目財政管理費1,574万8,000円は、財務事務に係る経費や財政調整基金、減債基金などの基金運用に伴う積立金の計上。4目会計管理費614万1,000円は、出納事務に係る経費の計上。

次の72ページ、5目財産管理費4,382万2,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上でございます。

次の74ページ、6目企画費は2億3,915万3,000円の計上。歳入側で申しましたふるさと応援寄附金の受入れ目標額を3億円から4億円に上昇させたことに伴いまして、12節のふるさと応援寄附業務委託料ほか、関連経費を増額計上しております。

次の75ページ、7目企画広報費659万3,000円は、広報けいせんの発行や公共放送dボタン広報等に係る経費の計上。

次の76ページ、8目土地対策費1万8,000円は、当該事務費の計上、9目電算管理費1億6,945万1,000円は、電算システムの保守管理や行政システム標準化及びDX関連経費等の計上。

次の78ページ、10目諸費4,898万1,000円は、区長会、防犯外灯等の関連経費や、嘉麻市バス利用料の半額を助成しますコミュニティ交通利用補助金のほか、大学生等通学定期券購入費補助金などを計上しております。

次の80ページ、11目公平委員会費26万1,000円は、当該委員会運営費の計上、12目防災諸費478万5,000円は、自主防災組織の運営費や備蓄食料購入費等の計上。前年度より大幅減となっておりますのは、防災行政無線更新工事の皆減によるものでございます。

次の81ページ、13目町誌編さん事業費258万3,000円は、5か年の継続事業のうち3年度目分の計上。

次の82ページ、14目住宅新築資金等貸付事業費199万円の計上は、議案第3号関連予算

でございます。

次の８３ページ、２項１目税務総務費８,４８９万９,０００円は、職員人件費や過誤納還付金等の計上。

次の８４ページ、２目賦課徴収費３,３８３万６,０００円は、税務事務に係る経費の計上。新規事項といたしましては、８５ページ、１２節の固定資産宅地・雑種地評価替え支援業務委託料、３年ごとの固定資産評価替えに係るもののほか、eLTAX第５期更改対応システム改修業務委託料や納税通知書電子化対応システム改修業務委託料、地方税電子申告支援サービス委託料などを計上しております。

次に８７ページ、３項１目戸籍住民基本台帳費１億１,２１９万４,０００円は、職員人件費や戸籍住基ネット、マイナンバーカード関連事務等に係る経費の計上。新規事項といたしましては、８９ページ、１２節のコンビニ交付システム構築業務委託料など、各種証明書のコンビニ交付開始に係る諸経費を計上しております。

次に９０ページ、４項１目選挙管理委員会費６９万７,０００円は、当該委員会運営費の計上、２目選挙常時啓発費は２１万５,０００円の計上、３目福岡県議会議員一般選挙費は３９６万５,０００円の計上。次の９２ページ、４目町長選挙及び町議会議員一般選挙費は２,４０１万円の計上。次の９３ページ、参議院議員通常選挙費は廃目でございます。

次に９４ページ、５項１目指定統計費５２万９,０００円は、経済センサス調査に係る経費の計上。次の統計調査総務費及び国勢調査費は廃目でございます。

次に９５ページ、６項１目監査委員費８２６万１,０００円は、監査委員報酬や監査委員事務局の職員人件費、事務費等の計上でございます。

次に９７ページ、３款民生費１項１目社会福祉総務費２億１,２５６万５,０００円は、職員人件費や福祉事業に係る助成金のほか、国民健康保険特別会計への繰出金等の計上。新規事項といたしましては、９８ページの１２節第３期地域福祉計画策定業務委託料を計上しております。

次の９９ページ、２目障害者福祉費９億８,４２０万２,０００円は、障害者自立支援給付費や障害児通所支援給付費、医療的ケア児レスパイト事業費等の計上。

次の１０１ページ、３目老人福祉費３億５,８９９万６,０００円は、職員人件費や高齢者福祉に係る助成費のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上。新規事項といたしましては、１０１ページから１０２ページにかけての１２節第１０期高齢者福祉計画策定支援業務委託料を計上しております。

次の１０３ページ、４目重度障害者医療費５,５９０万１,０００円、次の１０４ページ、５目子ども医療費５,３５５万円、６目ひとり親家庭等医療費９８６万３,０００円、７目未熟児養育医療費５３８万３,０００円は、各医療扶助に係る経費の計上。

次の105ページ、8目介護保険事業費2億8,911万1,000円は、職員人件費や福岡県介護保険広域連合負担金等の計上。

次の106ページ、9目介護予防事業費7,112万円は、職員人件費や介護予防日常生活支援、在宅介護支援等に係る経費の計上。新規事項といたしましては、108ページ、12節の高齢者健康管理システム導入委託料や19節の高齢者補聴器購入助成給付費を計上しております。

次の109ページ、10目地域包括支援センター事業費5,407万9,000円は、職員人件費や認知症地域支援、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備事業等に係る経費の計上。

次の111ページ、11目総合福祉センター費8,921万2,000円は、当該センターの運営、維持管理費の計上。新規事項といたしましては、113ページの14節総合福祉センター照明LED更新工事を計上しております。12目男女共同参画費39万9,000円は、DV相談に係る講師謝礼等の計上でございます。

次に115ページ、2項1目児童福祉総務費4億9,236万円は、私立の保育園、こども園等に対する子どものための教育・保育給付費負担金等の計上。新規事項といたしましては、116ページ、18節の乳児等のための支援給付費負担金、こども誰でも通園制度の開始によるものを計上しております。

次の117ページ、児童措置費2億9,253万7,000円は、児童手当給付費の計上。3目児童福祉施設費2億3,884万4,000円は、学童保育所の運営費や児童遊園の管理費等のほか、新規事項といたしまして、118ページ、12節桂川町こども園新築工事基本実施設計業務委託料や14節の桂川町こども園造成工事など、町立認定こども園整備関連事業費を計上しております。

4目子育て支援費4,591万6,000円は、職員人件費や子育て支援センターひまわりのたね運営費のほか、飯塚市、嘉麻市との定住自立圏病児保育事業負担金等の計上。

次の121ページ、5目土師保育所費2億301万2,000円は、職員人件費や保育所運営費の計上でございます。

次に125ページ、3項1目国民年金費921万5,000円は、職員人件費や事務費の計上。新規事項といたしましては、12節の国民年金システム改修業務委託料。これは、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設に伴うシステム改修を計上しております。

次に126ページ、4項1目同和対策総務費1,068万7,000円は、同和対策推進費助成金等の計上。新規事項といたしましては、14節の土居二区集会所改修工事、トイレ改修費を計上しております。

2目人権センター運営費2,026万3,000円は、職員人件費や当該センターの運営維持管理費の計上。

次の129ページ、3目人権同和問題協議会運営費209万4,000円は、当該協議会運営費や学校人権同和教育推進委員会助成金等の計上でございます。

次に130ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費8,661万7,000円は、職員人件費や飯塚休日夜間急患センター運営費等の各種保健衛生事業に係る負担金補助金等の計上。

次の132ページ、2目予防費7,882万円は、職員人件費や各種予防接種に係る経費の計上。

次の133ページ、3目環境衛生費2,869万3,000円は、河川等の水質検査や町管理の汚水処理施設に係る維持管理費、合併処理浄化槽設置整備等事業補助金等の計上。

次の134ページ、4目健康づくり推進費6,649万7,000円は、職員人件費や各種検診委託料、妊婦のための支援給付費等の計上。新規事項といたしましては、135ページの12節健康増進計画・食育推進計画策定委託料を計上しております。

次に138ページ、2項1目清掃総務費3億6,028万4,000円は、ごみ処理に関する各種委託料や、ふくおか県央環境広域施設組合負担金等の計上でございます。

次に140ページ、3項1目上水道総務費7,434万円は、国の物価対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施します、水道基本料金の減免事業に伴う水道事業会計繰出金の計上でございます。

次に141ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費1,052万5,000円は、職員人件費の計上。

次に142ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費は2,779万5,000円の計上。2目職業訓練費240万6,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上でございます。

次に143ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費703万7,000円は、当該委員会運営費の計上。

次の144ページ、2目農業総務費8,401万5,000円は、職員人件費や農業用施設の維持管理費、有害鳥獣対策費等の計上。前年度より大幅減となっておりますのは、12節のため池地震耐性評価委託料における実施予定箇所が減によるものでございます。

次の146ページ、3目農業者年金費15万1,000円は、当該事務費の計上、4目農業振興費1,725万4,000円は、新規就農者育成総合対策事業補助金など、農業振興に係る経費の計上。前年度より大幅減となっておりますのは、水田農業DX推進に係る農業振興対策事業補助金の皆減等によるものでございます。

次の148ページ、5目畜産業費11万4,000円は、酪農ヘルパー利用補助金等の計上、6目農地費3,809万6,000円は、職員人件費や水利施設等の改修事業費のほか、県営七浦

溜池改修事業に係る防災重点農業用施設整備事業負担金等を計上しております。

次に150ページ、2項1目林業総務費187万4,000円は、森林環境整備基金積立金等の計上、2目林業振興費109万9,000円は、森林環境譲与税を活用します森林伐採業務委託料等の計上、3目荒廃森林整備事業費は761万3,000円の計上。県の交付金を受けて実施するものでございます。

次に、152ページ、7款商工費……

○議長（林 英明君） 課長、その辺でちょっと。暫時休憩します。再開は2時10分からにします。

午後1時59分休憩

-----  
午後2時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

続きをどうぞ。

○企画財政課長（小平 知仁君） 152ページ、7款商工費1項1目商工総務費1,465万6,000円は、職員人件費や消費者行政経費、商工会助成金等の計上。

次の153ページ、2目商工振興費7,682万2,000円は、商工まつり助成金など商工振興に係る経費の計上。前年度より大幅増となっておりますのは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け、発行額を前年度から倍増して実施するためのプレミアム付商品券発行事業補助金、同じく国の臨時交付金を受け、補助率を従来の10%から30%に増嵩して実施します住宅改修特別促進事業補助金の計上によるものでございます。

3目観光費136万8,000円は、Keisenまちプラザの運営費や嘉飯桂観光推進協議会負担金等の計上でございます。

次に155ページ、8款土木費1項1目土木総務費2,627万2,000円は、職員人件費や土木一般経費、特定空家等解体撤去費補助金などの計上でございます。

次に157ページ、2項1目道路橋梁総務費2,314万6,000円は、職員人件費や町道路線に係る道路台帳作成業務委託料等の計上、2目道路橋梁維持費5,235万6,000円は、桂川駅自由通路等の維持管理費や道路橋梁維持修繕工事などの計上。

次の158ページ、3目道路橋梁新設改良費は、1億4,941万5,000円の計上。本年度は、道路橋梁新設改良工事のうち、町道土居瀬戸線、豆田瀬戸線及び弥栄笹尾2号線改良工事が盛期に入ることから、前年度より大幅増となっております。

次の159ページ、4目交通安全対策費は500万円の計上でございます。

次に160ページ、3項1目都市計画総務費663万1,000円は、職員人件費や事務費の

計上。前年度より大幅減となっておりますのは、5年ごと実施の都市計画基礎調査業務委託料の皆減によるものでございます。

次に161ページ、2目街路事業費201万5,000円は、建築行為に係る道路後退用地整備に係る経費の計上。

3目公園費1,592万6,000円は、西田清流公園など都市公園の維持管理費や、ゆのうら体験の杜運営費の計上。

次の162ページ、4目駐車場等費273万1,000円は、桂川駅前駐車場、駐輪場等に係る管理運営費の計上でございます。

次に164ページ、4項1目住宅管理費2,368万9,000円は、職員人件費や町営住宅の維持管理費、家賃滞納対策経費等の計上。新規事項といたしましては、165ページの12節町営住宅長寿命化計画策定業務委託料を計上しております。

次の166ページ、2目住宅建設費は2,776万9,000円の計上。職員人件費等のほか、椿団地解体工事費を計上しております。

次に168ページ、9款消防費1項1目非常備消防費2億8,769万4,000円は、町消防団の活動費や飯塚地区消防組合負担金などの計上。

次の170ページ、2目消防施設費257万円は、消火栓改良工事費等の計上、3目水防費17万6,000円は、災害対応に係る消耗品費等の計上でございます。

次に171ページ、10款教育費1項1目教育委員会費329万6,000円は、当該委員会費運営費の計上。

次の172ページ、2目事務局費9,818万2,000円は、特別職を含む職員人件費や地域部活動推進事業費、学校支援地域支援本部事業費のほか、中学生海岸派遣事業費や給付型の奨学金等の計上。新規事項といたしましては、不登校児童生徒対策でありますサポートスポット事業に係る講師謝礼等を計上しております。

次に175ページ、2項1目学校管理費8,828万2,000円は、桂川小学校の運営維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、176ページの14節照明機器等LED更新工事及び冷水器設置工事を計上しております。

次の177ページ、2目教育振興費5,525万8,000円は、けいせん学力アップ推進事業や就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、178ページの10節消耗品費及び17節備品費の内数にGIGAスクールタブレット端末及び端末用ハードケース等購入費を計上しております。

次に179ページ、3項1目学校管理費3,891万4,000円は、桂川東小学校の運営維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、180ページから181ページにかけての14節

に、多目的トイレ・エアコン設置工事及び冷水器設置工事を計上しております。

2目教育振興費1,949万6,000円は、けいせん学力アップ推進事業や就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、182ページの2節、3節、複式学級解消対応教育職員給料及び手当や10節消耗品費及び17節備品購入費の内数にGIGAスクールタブレット端末及び端末用ハードケース等購入費を計上しております。

次に183ページ、4項1目学校管理費5,142万4,000円は、桂川中学校の運営維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、184ページから185ページにかけての14節に、指導室エアコン更新工事やバックネット更新工事、冷水器設置工事などを計上しております。

次の186ページ、2目教育振興費5,154万9,000円は、けいせん学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、10節消耗品費及び187ページの17節備品購入費の内数にGIGAスクールタブレット端末及び端末用フィルタリングソフト購入費を計上しております。

次に188ページ、5項1目桂川幼稚園費3,890万9,000円は、職員人件費や幼稚園運営費の計上でございます。

次に191ページ、6項1目共同調理場費1億4,818万円は、職員人件費や施設の維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、193ページ、18節の小学校給食費無償化補助金、国の施策により開始されるもの及び中学校給食費無償化補助金、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町の独自施策として実施するもの、これらを計上しております。

次に194ページ、7項1目社会教育総務費4,792万6,000円は、職員人件費や社会教育・文化活動団体に対する助成事業費等の計上。新規事項といたしましては、195ページ、7節の報償費といたしまして、文化活動に係る全国大会等出場報償金を計上しております。

次に196ページ、2目公民館費542万円は、地域はつらつ応援助成金など、地域公民館事業の関係経費の計上。

次の197ページ、3目青少年問題対策費119万5,000円は、青少年の健全育成に係る経費の計上、4目文化財保護費4,110万3,000円は、国特別史跡王塚古墳をはじめとする町内文化財の保護・調査に係る経費の計上。今年度も引き続き、王塚古墳石室安定化検討等業務委託料など、保存活用計画に基づく保存整備費を計上しております。

次の199ページ、5目住民センター費2,189万5,000円は、施設の維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、200ページ、14節のトイレ改修工事や17節備品購入費といたしまして、電子黒板購入費を計上しております。

次の201ページ、6目王塚装飾古墳館費5,689万円は、職員人件費や施設の維持管理費、企画展等に係る運営経費の計上。新規事項といたしましては、202ページ、12節のホーム

ページ改修業務委託料や、203ページの14節王塚古墳テーマパーク遊具設置工事、王塚装飾古墳館外部トイレ改修工事などを計上しております。

7目図書館費4,935万5,000円は、職員人件費や図書館の運営維持管理費の計上。

次の205ページ、8目人権教育費654万2,000円は、職員人件費や人権啓発費等の計上でございます。

次に208ページ、8項1目保健体育総務費519万1,000円は、スポーツ振興に係る経費や町体育協会補助金等の計上。新規事項といたしましては、7節報償費の内数にスポーツ活動に係る全国大会等出場報償金を計上しております。

次の209ページ、2目体育施設費501万2,000円は、社会体育施設の維持管理費等の計上。前年度より大幅減となっておりますのは、武道場玄関補修工事の皆減によるものでございます。

3目総合体育館費4,866万8,000円は、職員人件費や施設の運営維持管理費の計上。新規事項といたしましては、211ページの14節照明機器等LED更新工事等を計上しております。

4目グラウンド・ゴルフ場費1,038万9,000円は、施設の運営維持管理費の計上でございます。

次に213ページ、11款災害復旧費1項1目鉦害復旧相談窓口費10万1,000円は、特定鉦害復旧対策の申出に伴います取次事務費の計上でございます。

次に214ページ、2項1目都市公園災害復旧費2,656万8,000円は、ゆのうら体験の杜体験実習等の火災復旧事業費の計上でございます。

次に215ページ、12款公債費1項1目元金4億44万円、2目利子2,658万7,000円は、令和7年度までの地方債借入金に対する元利償還金と一時借入金の償還利子の計上。

最後に216ページ、13款1項6目予備費700万円は、例年同様の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第13号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第27. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号令和8年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書78ページ、議案第14号令和8年度桂川町土地取得特

別会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和8年度土地取得特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル⑦令和8年度土地取得特別会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

令和8年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072万2,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入1項1目利子及び配当金22万2,000円は、土地開発基金預金利子の計上でございます。

8ページ、2款繰入金1項1目土地開発基金繰入金1,050万円は、土地購入等に係る財源を当該基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項1目財産管理費22万2,000円は、土地開発基金の預金利子積立金の計上でございます。

10ページ、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円は、土地購入費及びその他の経費、測量調査委託料、補償金の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第14号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第28. 議案第15号

○議長（林 英明君） 議案第15号令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書79ページ、議案第15号令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内、ファイル⑧令和8年度国民健康保険特別会計予算書で御説明いたします。

予算書2ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,989万8,000円に定めようとするものでございます。

第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は2億1,613万4,000円を計上。令和8年度から施行されます子ども・子育て支援金制度に伴い、子ども・子育て支援納付金を新規で計上しております。

10ページ、2款1項1目督促手数料は1万2,000円を計上。

11ページ、3款1項1目災害臨時特例補助金は、1,000円を存置科目として計上。

12ページ、4款1項1目保険給付費等交付金12億4,742万8,000円は、桂川町の医療給付費の支払いとして、県から交付される普通交付金12億1,454万5,000円、保険者努力支援制度や特別調整交付金等として県から交付される特別交付金3,288万3,000円となっております。

13ページ、4款2項1目財政安定化基金交付金は、1,000円を存置科目として計上。

14ページ、5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険給付費等支払準備基金預金利子として106万円を計上。

15、16ページ、6款1項1目一般会計繰入金は1億3,414万9,000円を計上。

17ページ、7款1項1目療養給付費交付金繰越金及び2目その他の繰越金は、それぞれ1,000円を存置科目として計上。

18ページ、8款1項1目延滞金は10万円を計上、2目加算金、3目過料は、それぞれ1,000円を存置科目として計上。

19ページ、8款2項1目預金利子は、1,000円を存置科目として計上。

20ページ、8款3項1目特定健康診査等受託料も1,000円を存置科目として計上。

21ページ、8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、2目退職被保険者等第三者行為納付金から8目雑入は、それぞれ1,000円を存置科目として計上。

22ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目一般管理費は、22ページから23ページに記載しており、職員人件費並びに国保事務等に関する経費1,858万3,000円を計上。

23ページ、1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金は88万6,000円を計上。

24ページ、1款2項1目賦課徴収費は481万円を計上。

25ページ、1款3項1目運営協議会費は65万1,000円を計上。

26ページ、1款4項1目医療費適正化特別対策事業費397万5,000円は、医療費適正化やレセプト点検等に関する経費でございます。2目収納率向上特別対策事業費は48万5,000円を計上。

27ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費は10億3,832万4,000円、2目一般被保険者療養費は1,116万9,000円、3目支払審査手数料は252万1,000円を計上。

28ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費は1億5,504万9,000円、2目一般被保険者高額介護合算療養費は50万円を計上。

29ページ、2款3項1目一般被保険者移送費は10万円を計上。

30ページ、2款4項1目出産一時金は750万4,000円を計上。

31ページ、2款5項1目葬祭給付費は90万円を計上。

32ページ、2款傷病手当金は、廃項廃目になっております。

33ページ、3款1項1目一般被保険者医療給付費負担金は2億2,131万4,000円を計上。

34ページ、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等負担金は7,625万4,000円を計上。

35ページ、3款3項1目介護納付金負担金は2,343万3,000円を計上。

36ページ、3款4項1目子ども・子育て支援金納付金は695万7,000円を計上。8年度から施行されます子ども・子育て支援金制度の開始に伴うものでございます。

4款1項1目保健衛生普及費は177万9,000円、2目疾病予防費は19万2,000円を計上。

37ページ、4款2項1目特定健康診査等事業費は2,077万9,000円を計上。

39ページ、5款1項1目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、基金預金利子積立金として106万1,000円を計上。

40ページ、6款1項1目利子は、一時借入金利子分として50万円を計上。

41ページ、7款1項1目一般被保険者保険税還付金は150万円、2目償還金は1,000円を存置科目として計上。

42ページ、8款1項1目予備費は500万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第15号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

## 日程第29. 議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野保険環境課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 議案書80ページ、議案第16号令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内、ファイル⑨令和8年度後期高齢者医療特別会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,275万1,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料は、年金から納めていただく保険料で1億2,512万6,000円、2目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により納めていただく保険料で、現年度分8,068万1,000円を計上。

8ページ、2款1項1目事務費繰入金は2,239万3,000円、2目保険基盤安定繰入金は8,164万9,000円を計上。

9ページ、3款1項1目繰越金は230万円を計上。

10ページ、4款1項1目保険料還付金は60万円。

11ページ、2項1目雑入は1,000円を存置科目として計上。

12ページ、3項1目延滞金も1,000円を存置科目として計上。

13ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目一般管理費は、13ページから14ページに記載をされており、短時間会計年度任用職員及び職員の人件費や郵便料として1,198万8,000円を計上。

15ページ、1款2項1目徴収費は90万8,000円を計上。

16ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の分担経費及び保険料等の納付として2億9,825万5,000円を計上。

17ページ、3款1項1目保険料還付金は60万円を計上。

18ページ、4款1項1目予備費は100万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第16号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第30. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号令和8年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第17号について御説明申し上げます。

議案書81ページをお開きください。

本議案は、令和8年度桂川町水道事業会計予算でございます。

本予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、本議会での議決に付するものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内の⑩令和8年度水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条、業務の予定量は、給水戸数5,956戸、年間の有収水量は128万41m<sup>3</sup>、1日平均有収水量は3,506m<sup>3</sup>を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益では2億1,966万7,000円、支出の第1款水道事業費用では2億7,716万1,000円を予定しています。

3ページをお願いいたします。第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の予定はございません。

支出では、5,691万9,000円を予定しております。また、収入が支出に対して不足している額5,691万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,352万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額339万4,000円で補てんするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費8,300万円を定めております。

予算内容につきましては、25ページから令和8年度桂川町水道事業会計予算説明書にて御説明させていただきます。

25ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益の1億2,971万6,000円は、水道使用料金、2目受託工事収益1,000円は修繕費、3目その他の営業収益253万4,000円は、各種手数料及び口径別納付金として、それぞれの調定見込額。2項1目受取利息及び配当金は、預金利子として256万5,000円、2目長期前受金戻入は733万2,000円。

26ページ、4目雑収益は1,000円、6目他会計補助金7,434万円は、物価高騰緊急支援対策事業による水道料金の基本料金減免に対する一般会計からの繰入れとして計上いたしております。

7目消費税還付金317万7,000円は、基本料金減免分の消費税還付金見込みとして計上しております。

3項1目過年度損益修正益1,000円は、存置科目として計上いたしております。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費1億2,897万6,000円は、浄水場に係る経費で、主なものは職員3名分と会計年度任用職員2名分の人件費や施設の維持管理に伴う修繕、動力費等に関するものと、12節委託料では、今後の基本計画の中長期的観点から、8浄水場基礎調査業務委託料を計上いたしております。

次の28ページ、19節工事請負費において、ろ過装置の機能を維持するため、豆田浄水場3号緩速ろ過池の更生工事を計上いたしております。

2目配水及び給水費5,020万円は、給配水設備等に係る経費で、主なものは水道設備の維持管理を担当する職員2名分と会計年度任用職員1名分の人件費、水道配水管の漏水調査委託料、修繕費等に関するもの。

29ページ、3目受託工事費1,000円は、材料費を存置科目として、4目総係費3,968万円は経理事務全般に係る庶務的経費で、主なものは職員3名分と会計年度任用職員2名分の人件費、検針人に対する委託料、口座振替手数料等を計上いたしております。

30ページ、5目減価償却費3,898万2,000円は、浄水場の建物、構築物、機械及び装置等の減価償却費。

31ページ、6目資産減耗費655万6,000円は、機械及び装置等の除却費、7目その他の営業費用1,000円は、存置科目としてそれぞれ計上いたしております。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費240万3,000円は、企業債借入金利息、2目消費税936万円は消費税見込額、3目雑支出1,000円は存置科目、3項1目過年度損益修正損1,000円は存置科目、4項1目予備費、予備費として100万円をそれぞれ計上いたしております。

32ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入についての予定はありません。

支出でございます。1款資本的支出1項1目メーター費14万7,000円は、メーター器の購入費として、2目建設改良費1,696万6,000円は、工事請負費として、水道施設専用開栓更新工事及び土師配水池基本設計業務委託料、4目固定資産購入費2,021万9,000円は、浄水場における機械及び装置の購入費及び浄水場業務用パソコン購入費等によるもの。

33ページ、2項1目企業債償還金1,858万7,000円は、企業債借入金の元金分、4項1目予備費、予備費として100万円をそれぞれ計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） ただいま議題となっております議案第17号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第31. 報告第1号

○議長（林 英明君） 報告第1号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原田健康福祉課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 議案書82ページをお願いします。

報告第1号専決処分の報告について御説明いたします。

令和7年12月12日に個人宅敷地内で発生した公用車の物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解が成立しましたので、令和8年2月13日付で行いました専決処分の内容を御報告するものです。

理由といたしましては、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

83ページをお願いします。

損害賠償の額は3万7,400円でございます。

1、事故の発生日時、場所につきましては、事故発生日時は、令和7年12月12日午後1時55分頃でございます。事故発生場所につきましては、個人宅敷地内にありますので、個人情報保護の観点から控えさせていただきます。

2、相手方の住所、氏名につきましては、個人情報保護の観点から控えさせていただきます。

3、事故の概要につきましては、上記日時、場所において、本町公用車が相手方自宅車庫に駐

車するため後退していたところ、車庫シャッターに接触し破損させたものでございます。

4、損害の状況につきましては、物的損害、相手方の車庫シャッターが破損し、公用車の後部が破損したものです。

人的損害につきましては、相手、町双方ございません。

5、事故発生原因につきましては、車庫シャッターが十分に上がっていないことを確認せずに公用車を後退させたためでございます。

6、示談の内容につきましては、この事故に係る過失割合は、町100%でございます。

町が相手方物的損害額3万7,400円を相手方に支払うもので、84ページをお願いします。双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上または裁判外において一切異議を申し立て、または請求しないというものです。

7の損害の額及び損害賠償負担額については、町の負担額は過失割合100%でございますので、シャッター修繕費3万7,400円と公用車の修繕費5万9,807円、合計9万7,207円となり、相手方の負担はございません。

8、事故現場につきまして、個人宅敷地内の事故現場図を掲載しております。

以上、簡略でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、ちょっとよく分からないんですけど、相手方の車庫に当たって車庫が悪くなったんでしょうけど、その車庫の修理代を相手の人に払うんですか。保険会社か、修理するところじゃなくて、相手の人に払うんですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） すみません、相手の方に支払うものと考えてます。すみません、確認で、ちょっと申し訳ございません。（発言する者あり）はい。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第1号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

---

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時51分散会

---